

[特例退職保険医療制度] 資格取得申請書

記号	保険者番号
2	

添付書類

- 厚生年金等による年金証書のコピー
- 住民票（世帯全員・続柄記載 3ヶ月以内に取得したもの）
- 被扶養者と別居の場合は別居先の住民票・戸籍謄本・仕送り額を証明するもの
- 被扶養者の収入を証明できるもの（源泉・非課税証明書・確定申告の控・年金改定通知書の写しなど）

下記の通り特例退職保険に加入したく申請します。

*必要に応じて上記以外の書類を提出していただくこともあります

太枠内を記入してください

教職員番号		申請日	年 月 日	退職日	年 月 日
最終所属	地区:	所属:	職位:	生年月日	年 月 日(満 歳) [昭・平 年]
フリガナ				性別	1男 ・ 2女
氏名				電話	自宅 ()
フリガナ					FAX ()
住所	〒				携帯 ()
					メールアドレス
(住所変更の予定がある場合のみご記入ください) 年 月 日から転居予定					
フリガナ				電話	自宅 ()
住所	〒				様方
公的年金	種別 ①厚生年金 ②その他()	受給権 取得年月	年 月	基礎年金 番号	

保険給付等の振込先 ※郵便局不可 ※申請者名義	銀行コード	支店コード	口座番号 (右詰め記入)
	銀行	支店(出張所)	普通
フリガナ			
口座名義			

保険料の 納付方法 (○をつける)	初年度	銀行振込	1: 毎月払い ※義塾年金差引希望の方も、初年度は全員、銀行振込となります。	2: 前納(通年)	3: 前納(半期)
	翌年以降 ①か②を選択	① 銀行振込	1: 毎月払い	2: 前納(通年)	3: 前納(半期)
		② 義塾年金差引	2: 前納(通年) ※通年の場合は3月、半期の場合は3月と9月の義塾年金より差引させていただきます。		
義塾年金の支給について			① 支給あり(年 月より入金開始) ② 支給なし		

[事務欄] 義塾年金
年 月差引き開始

* 選択定年などで退職後すぐに義塾年金が支給されない方でも、受給開始後は義塾年金差引を希望される場合、②義塾年金差引に○をしてください。
受給開始までは銀行振込にて保険料をお振り込みいただくこととなりますが、受給が開始されましたら義塾年金差引に登録が変更されます。

* 被扶養者の欄が足りない場合は用紙をコピーしてご記入いただき、ホチキスで止めてご申請ください。

フリガナ 被扶養者氏名	生年月日	性別	続柄	障害者の 場合 その内容	年間 収入	同居 別居	別居先の住所
	年 月 日 [昭・平・令 年]	男・女			円	同・別	〒 電話 ()
	年 月 日 [昭・平・令 年]	男・女			円	同・別	〒 電話 ()
	年 月 日 [昭・平・令 年]	男・女			円	同・別	〒 電話 ()

扶養を追加される方で配偶者を扶養にされない方は次の項目に必ず○を記入してください。

配偶者の有無⇒ 有・無 有に○の方 ⇒ 配偶者の年間収入は被保険者よりも 多い・少ない

健保記入欄

特退 記号番号	2 -	資格取得日	年 月 日	DIR納付方法	1: 毎月納付 2: 前納(通年) 3: 前納(半期)	データ登録	月 日
取得事由	9: その他	事業所	20	所属	2000000	保険証発行	月 日
喪失予定日	年 月 日	所属	2000000	健康アクセス保険料登録	0銀 1年金 / 1通年 2半期 3毎月	発送	月 日
特退月額	320 千円	健康アクセス保険料登録	0銀 1年金 / 1通年 2半期 3毎月	ベネフィット登録	ベネフィット登録	□ 0徴収せず	
市町村コード		ベネフィット登録	□ 在職番号喪失 □ 特退登録	保険証・高齢受給者証返却	保険証 未・済 / 高齢 未・済	□ 特退喪失報告	
				保険料返金	無・有(月 日返金)		

取得認定(青)	年 月 日認定
健保常務理事	健保事務長
健保担当者	

喪失認定(赤)	年 月 日喪失(満了・就職・未納)
健保常務理事	健保事務長
健保担当者	受付印

* 申請受付時

健保受付印	窓口受付印
-------	-------